

令和4年度税財政等に関する提案

- Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等
- Ⅳ 地方創生の推進
- Ⅴ 税制抜本改革の推進等

令和3年11月
全国知事会

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

1 地方一般財源総額の確保・充実

[提案 P5~7]

- 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和4年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

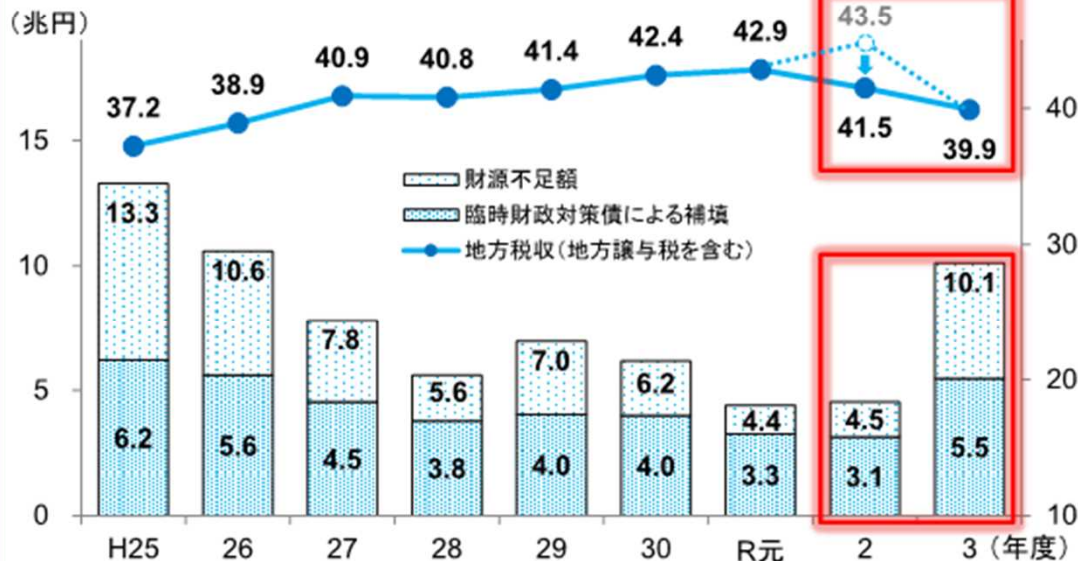
地方行財政基盤の確保

〔経済財政諮問会議〕
資料より

地方を支える財政基盤の充実確保

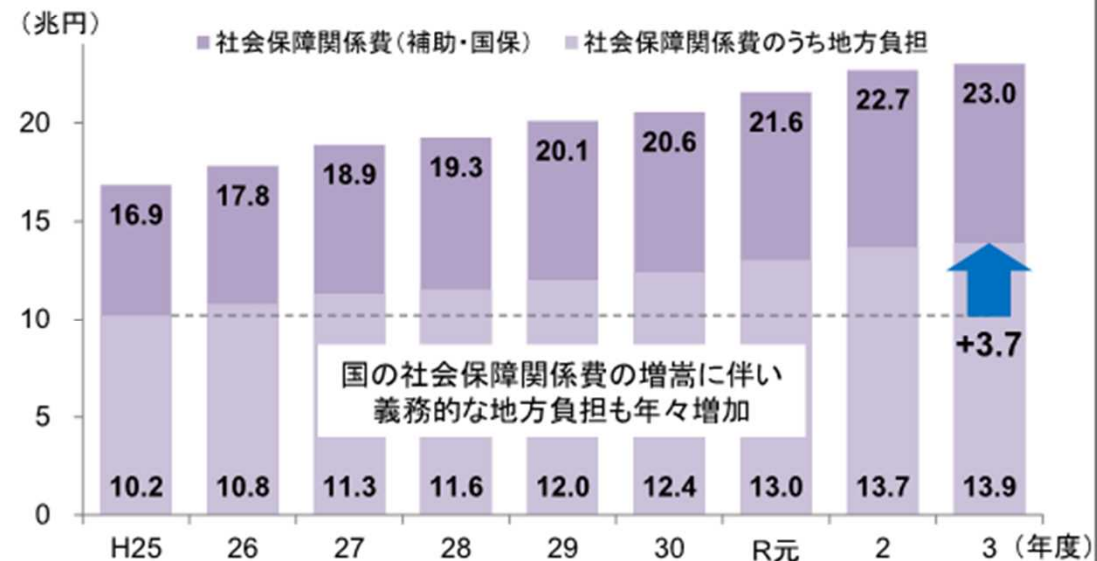
- ◇ 感染症の影響により地方税収が大幅に減少するなど極めて厳しい財政状況の中であって、地方団体は**感染症対策はもとより、活力ある地域社会の実現に向けた様々な行政課題に懸命に取り組んでおり、予見可能性を持った財政運営の確保が極めて重要。**
- ◇ 今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方団体が**住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、様々な行政課題に取り組んでいくためには、地方団体が自由に使える一般財源総額を適切に確保することが引き続き重要。**

<地方税収と財源不足額等の状況>



※ 地方税収はR元まで決算、R2は決算見込み(点線は地方財政計画ベース)、R3は地方財政計画ベース

<地方の社会保障関係費(補助・国保)の推移>



※ 地方財政計画ベース

国の社会保障関係費の増嵩に伴い
義務的な地方負担も年々増加

地方行財政改革の推進

- 「**地域の未来予測**」を活用し、地方団体が、地域の実情に応じて、**定住自立圏や連携中枢都市圏などの市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など多様な手法の中から、最も適した形で、行政サービスを安定的に提供していくことが重要。**
- **公的ストックの適正化、地方財政の見える化、公営企業の経営改革**などの地方行財政改革を、**改革工程表に沿って着実に推進。**

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

3 国土強靱化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理

[提案 P7～8]

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を強力かつ計画的に推進するために、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土交通省資料に加筆

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目途

令和3年度(初年度) 事業規模約4.2兆円

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.2、3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね1.5 兆円 程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

IV 地方創生の推進

3 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

[提案 P15～16]

- 地方拠点強化税制については、新型コロナの影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保するためにも、本制度を継続するとともに更なる拡充を検討すること。

「地方拠点強化税制」の創設・改正経緯

内閣府資料より作成

地方拠点強化税制の創設（平成27年度税制改正）

拡充型

地方にある、企業の本社機能等の強化

単独または複数市町村の地域連携により
概ね人口10万人以上の経済圏を構成すること

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却15%または税額控除4%
(計画認定が平成29年度の場合の税額控除は2%)

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり50万円を税額控除**
(法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人)

【地方税】 **固定資産税、不動産取得税を減免**
(地方交付税による減収補てんの対象)

移転型

東京23区からの本社機能(全部・一部)の移転の場合

【設備投資減税】 オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却25%または税額控除7%
(計画認定が平成29年度の場合の税額控除は4%)

【雇用促進税制】 **増加した雇用者1人あたり80万円を税額控除**

- ・ **拡充型50万円/人に30万円を上乗せ**
(雇用者数増加率10%未満：20万円+30万円=50万円/人)
- ・ **雇用が維持されれば上乗せ分30万円は3年間継続**
- ・ **上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用**

	1年目	2年目	3年目
税額控除のイメージ	30万	30万	30万
	50万	[初年度1人最大80万円 3年間1人最大140万円]	

【地方税】 **固定資産税、不動産取得税に加え事業税を減免**
(地方交付税による減収補てんの対象)

全国知事会から制度の拡充・延長を提案

拡充 平成29年度税制改正

- ・ オフィス減税について、平成29年度に引下げ予定だった税額控除率を現行水準に維持
- ・ 雇用促進税制について、質の高い新規雇用者の税額控除額を1人あたり10万円上乗せ
- ・ 移転型事業について、増加従業員数に関する要件(過半数が東京23区からの転勤者)を緩和

延長
拡充 平成30年度税制改正

- ・ 本特例措置の適用期限を2年間延長
- ・ 施設整備計画の認定要件となる従業者数の増加要件を緩和(増加従業者数10人以上→5人以上)
- ・ 支援対象施設に工場内の研究開発施設を追加 など

延長
拡充 令和2年度税制改正

- ・ 本特例措置の適用期限を2年間延長 **【適用期限:令和4年3月31日】**
- ・ 雇用促進税制の移転型について、重点的な拡充措置 など
(雇用者増加率に関わらず〔従前:増加率5%以上〕1人あたり90万円、3年間計170万円/人〔従前:150万円/人〕の税額控除)

IV 税制抜本改革の推進等

1 国際競争条件や社会構造の変化等に応じた地方法人課税の見直し

(法人事業税におけるガス供給業の収入金額課税制度の堅持)

[提案 P19~21]

- 法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。ガス供給業について、製造・小売部門においては、中小法人は平成30年度税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済であり、収入金額により課税されているのは、経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくく、これらの大法人は地元自治体から多大な行政サービスを受益している状況は変わらない状況を踏まえれば、大法人に係る収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すること。

ガス供給業に係る法人事業税の課税方式

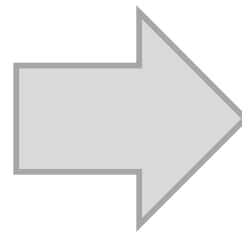
山口県作成

	経過措置料金 (小売規制料金) なし	経過措置料金 (小売規制料金) あり
	収入金額課税の対象(12社)	
大法人 (20万kℓ以上のLNG基地を 保有する事業者)	5社 (東京、大阪、 北海道、静岡、西部)	1社 (東邦)
上記以外 (いわゆるガス中小)	161社 H30改正で一般の事業と 同様の課税方式に見直し済	6社 (京葉、京和、河内長野 日本、熱海、南海)

※ 上記は製造・小売部門の分類であり、導管部門は全ての事業者が収入金額課税。

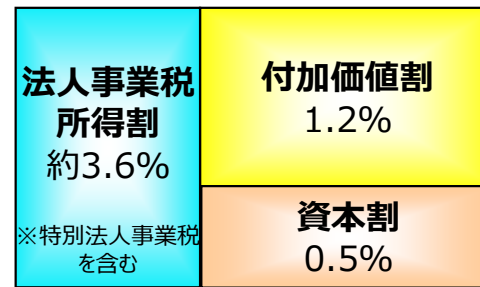
経済産業省令和4年度税制改正要望

【ガス供給業】 収入金課税 (税率約1.3%)



【一般の事業】 所得課税 (所得割+外形標準課税)

資本金1億円超の事業者



資本金1億円以下の事業者



➡ 要望内容が実現すれば地方全体で 100億円～150億円 の減収が発生

(※上記12社の製造・小売部門を一般の事業と同様の方式に変更した場合)

ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度の堅持

○ 令和3年度与党税制改正大綱

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

○ 経済産業省令和4年度税制改正要望

令和3年度与党税制改正大綱に基づき、小売全面自由化され2022年（令和4年）に導管部門が法的分離するガス供給業において、他エネルギーとの競合に加え、ガス市場の競争が激しくなる中で、事業者間の「課税の公平性」を回復するべく、全面的に一般の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。



<全国知事会・主張>

- 導管部門は総括原価方式の規制料金が維持されており、収入金額課税も当然維持すべき
 - 製造・小売部門も収入金額の課税対象は経営基盤が安定した大法人が中心であり、小売自由化の影響は限定的
 - さらに、大法人は大規模なLNG基地を有し、地元自治体から多大な行政サービスを受益
- ◎ こうしたガス供給業を取り巻く状況を踏まえ、今後とも収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。**